

(低公害・低燃費車)

低公害・低燃費車は、次に掲げる要件のいずれかに該当する自動車とする。この場合において、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置を有し、かつ、専ら高齢者、障害者等の移動の用に供される自動車にあつては、道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定を受けた状態の当該自動車の排出ガス性能及び燃費性能により評価するものとする。

- 1 燃料電池自動車又は電気自動車であること。
- 2 プラグインハイブリッド自動車であつて、かつ、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、当該右欄に掲げる排出ガス性能に係る基準に該当すること。

自動車の種別	排出ガス性能に係る基準
乗用車、軽量車及び中量車	平成17年基準排出ガス75%以上低減車又は平成30年基準排出ガス75%以上低減車であること。
重量車	窒素酸化物の排出量が0.63g/kWh以下及び粒子状物質の排出量が0.007g/kWh以下であること。

- 3 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の該当要件の欄に掲げる排出ガス性能に係る基準及び燃費性能に係る基準のいずれにも該当すること。

自動車の種別		該当要件	
		排出ガス性能に係る基準	燃費性能に係る基準
乗用車	ガソリンを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車又は平成30年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準25%向上以上達成車又は平成27年度燃費基準以上達成車であること。
	軽油を燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車又は平成30年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成27年度燃費基準以上達成車であること。
	液化石油ガスを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車又は平成30年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準10%向上以上達成車又は令和2年度燃費基準以上達成車であること。
	その他燃料を燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車又は平成30年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準25%向上以上達成車又は平成27年度燃費基準以上達成車と同等の燃費性能を有する自動車であること。

軽量車	ガソリンを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車又は平成30年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準25%向上以上達成車又は平成27年度燃費基準以上達成車であること。
	軽油を燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車又は平成30年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成27年度燃費基準以上達成車であること。
	液化石油ガス又はその他燃料を燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車又は平成30年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準25%向上以上達成車又は平成27年度燃費基準以上達成車と同等の燃費性能を有する自動車であること。
中量車	ガソリンを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車又は平成30年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準25%向上以上達成車又は平成27年度燃費基準以上達成車であること。
	軽油を燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車又は平成30年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成27年度燃費基準以上達成車であること。
	液化石油ガス又はその他燃料を燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車又は平成30年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準25%向上以上達成車又は平成27年度燃費基準以上達成車と同等の燃費性能を有する自動車であること。
重量車	ガソリン、液化石油ガス又はその他燃料を燃料とするもの	ポスト新長期規制に適合した自動車であること。	平成27年度燃費基準以上達成車と同等の燃費性能を有する自動車であること。
	軽油を燃料とするもの	ポスト新長期規制又は平成28年規制に適合した自動車であること。	平成27年度燃費基準以上達成車又は令和7年度燃費基準85%以上達成車であること (令和7年度燃費基準85%以

			上達成車については、型式 の二桁目の識別記号がV又は Wの車両に限る。）。
--	--	--	---